

短期留学三ヶ月雑感-ロースクール(米国)から,北欧議会,そして強制収容所(ドイツ)まで-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-04-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大谷, 正義 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/3907">http://hdl.handle.net/10291/3907</a>

## 研究会記事

法学研究会（一九九三年度第一回）

▽一九九三年六月一〇日（木）午後三時、一〇号館会

議室

△テーマおよび報告者▽

短期留学三ヶ月雑感

本学専任教授 大谷正義

フランスにおける製造物責任立法の動向

本学専任助教授 平野裕之

△大谷正義教授の報告要旨▽

短期留学三ヶ月雑感

——ロースクール（米国）から、北欧議会、そして  
強制収容所（ドイツ）まで——

去る六月一〇日、法学研究会において、私の在外研究  
（九二年度）について報告させていただいた。ここに、

そのあらましをまとめてみる。

冒頭、短期留学の効用について、遊学かならずしも無益ならず、と結論めいた感想をのべた。私の場合、米国は別として、確たる研究目的や計画もないまま、なんとなく九ヶ国を旅行した。正に留学ならぬ遊学だ。しかし、その割りに収穫があったように思う。それは、その時の記録をもとに、帰国後にあれこれ考えたり、調べたりするうちに、だんだん判然としてくる。まあ、ざっとそんな事情である。

私の日程は六月二三日から九月二五日までの約三ヶ月で、このうちはじめの約一ヶ月を米国ジョージア州のジョージア大学で過ごし、以後、北欧（オランダ、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク）に五週間、次に中欧（ドイツ、オーストリア）に二週間、次にギリシアに一週間、最後にエジプトに一〇日間。研究課題は、米国では、人身保護法の研究。北欧諸国では、いわゆるスカンジナビア・デモクラシーの実態視察。中欧では、KZ (Konzentrations-Zentrum) と人身の自由。

以下に、これら三点の大筋を要約しよう。

## 米 国

人身保護法の運用がどうなっているか。これに焦点を合せて、関連の資料をさがしたり、研究者や実務家の話をきいたりした。幸い夏休みで大学も学生が少ないので自由に資料あつめができたし、この方面の権威、W教授をつかまえることもできた。その結果、米国全体の運用状況が、ほぼつかめた感じがした。あとは、細部について、さらに歴史的な視点から、資料中心に研究を進めた

## 北 欧

特有の北欧民主主義は、次の特色をもつ。第一、民主主義の基盤拡大。選挙権と投票方法の両面に著しい。第二、国民代表システムの実質化。議席定数、比例代表の当選者決定手続、少数意見吸収制度などに明らか。第三、情報公開の徹底。第四、Ombusman 制。第五、政

党、新聞への公費補助。しかし、各国のその実績は、ほとんど信じ難いというほかないようなものである。投票率の平均約九〇%、立法の議員提出率一〇倍（対政府提出）、女性議員の国会三三、地方三九・六%（ストックホルム、八七年）、年齢の国会議員五一歳、内閣五〇・九歳（パルメ政権）、議員の鮮度、二〇年以上在職三七%、一〇年以下七〇・二%、新人二四・九%（八三年）。

しかし、それにもまして、スウェーデンが一五〇年間、不戦を維持し、非同盟・中立政策を堅持した実績こそ、スカンジナビア・デモクラシーの輝かしい成果である。

## ドイ ツ

八月の終り近く、ベルリン郊外の Sachsenhausen Memorial Centre を見学した。比較的保存状態がいいときいたので、レンタカーを走らせたが、強烈な衝撃に打たれ、それは今も続いている。米国や北欧もそうだが、

ここは特に映像から生ずるインパクトの力が物を言う。生体実験室、ガス室、焼却場など、次々に展開する生々しい映像にかぶせて、この強制収容所の成りたちから、そこで犠牲となった約一〇万人の運命まで、さらにKZの全体状況から、それを生みだしたナチズムの政治・法体制まで、を要約的にのべた。

以上、約一時間の報告の特徴は、そのほとんどの部分をビデオ映像によったことである。ロースクル・ライブラリーの全米有数を誇る充実ぶり、北欧の明るく小綺麗な各議会の雰囲気、KZに残る悪夢のようなナチズムの狂気。どんな言葉も、百万語のしゃべりも、一片のイメージに如かない。百聞は一見に如かず。私の報告の言葉の部分は、その意味で、蛇足でしかなかったようである。(当日ご出席の皆様にご感謝申しあげる。)

### 《平野裕之助教授の報告要旨》

#### フランスにおける製造物責任立法の動向

##### 一 はじめに

報告内容の詳細は、別に法律論叢に掲載する予定であるのでそちらに譲り、ここでは単にこれまでの経過の概要を時系列に従って示すに止める。

##### 二 現行法

フランスでは既に判例法により厳格な責任が実現されているので、立法の意義はあまりない。敢えて立法の意義をあげるならば、①これまで、瑕疵担保責任(これが中心をなす)、一般の契約責任、無生物責任、一般の不法行為責任と、つぎはぎ的な複雑な状況であったのを統一し、単純化・明確化しうること、②瑕疵担保責任についての二つの難点(④速かに行使すること、⑤瑕疵が製造者の手を離れた時点で既に存在したことを証明しなければならぬこと)が改善されることにある。